

議第37号

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

京都市男女共同参画センター条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

区 分	開 所 時 間	休 所 日
スポーツルーム、 図書情報室及び 相談室以外の施設	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前9時から午後5時まで	水曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
スポーツルーム	午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日、月曜日、金曜日及び休日は、午前9時から午後5時まで	
図 書 情 報 室	午前10時30分から午後8時30分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前10時30分から午後5時まで	
相 談 室	午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）までの間において、別に定める時間	

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

区 分	使 用 料		
	午 前	午 後	夜 間
日曜日、土曜日及び休日	24,400 ^円	31,800 ^円	36,600 ^円

イベントホール		その他の日	20,300	26,500	30,500
スポーツ ルーム	全面 使用	日曜日、土曜日及び休日	11,600	17,600	25,400
		その他の日	10,000	14,800	20,800
	半面 使用	日曜日、土曜日及び休日	5,800	8,800	12,700
		その他の日	5,000	7,400	10,400
セミナー室 A			4,300	5,500	6,300
セミナー室 B			6,300	8,200	9,500
会議室 1 及び 会議室 2			3,000	3,700	4,300
会議室 3, 会議室 4, 会議室 5 及び 会議室 6			1,500	1,900	2,100
小会議室 A, 小会議室 B, 小会議室 C 及び 小会議室 D			1,500	1,900	2,100
小会議室 E			2,400	3,100	3,400
和室 A 及び 和室 B			1,600	2,100	2,400
ビデオシアター			3,700	4,700	5,400
音楽室			4,600	6,000	7,100
調理コーナー			3,600	4,900	5,500
フィット ネス ルーム	全面使用		7,500	9,600	11,200
	部分使用 (1 人につき)		400	400	400
付属設備		別に定める。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 使用の許可の申請その他小会議室C, 小会議室D及び小会議室Eを供用するために必要な準備行為は, この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については, なお従前の例による。

提案理由

使用料の適正化を図る等の必要があるので提案する。